

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスについては「企業経営を進めるに当たっての仕組み」と定義しており、当社が社会的使命を果たすとともに企業価値増大につながるための手段であると理解しております。

当社は創業以来、環境調査事業を通じて社会に貢献することを企業理念として事業活動に取り組んでまいりました。経営に当たっての基本的な考え方は、事業活動を通じて顧客・取引先・従業員をはじめとするステークホルダーの多様な期待に応えることが当社の果たすべき社会的使命であると考えております。また、経営の健全性と透明性を高めることが株主・投資家の期待する企業価値の増大につながると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1－2－4〕（議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）

例年、当社株主総会における議決権行使比率は65%前後で推移しており、現時点では、議決権電子行使プラットフォームを利用せず、現状通り運用していく方針です。

当社の外国人株主は5%未満であり、費用対効果の面から招集通知の英訳を行っておりません。

今後、期間投資家や外国人株主の比率の動向を踏まえつつ、対応を進めていく所存です。

〔補充原則3－1－2〕（英語での情報開示・提供）

当社の外国人株主は5%未満であり、費用対効果の面から英語での情報開示を行っておりません。今後、外国人株主の比率が10%を超える状況が見込まれた場合、英語での情報開示を検討いたします。

〔補充原則4－1－2〕（中期計画に対するコミットメント）

当社では、現在のところ中期経営計画を策定しておりません。

中期的な方針・方向性については、取締役会において常に議論しており、株主総会や開示資料、決算発表等において、各ステークホルダー向け定性的な説明を行っております。今後は、数値目標を含めた中期経営計画の策定を検討していきます。

〔補充原則4－1－3〕（最高経営責任者等の後継者の計画）

当社では、最高経営責任者等の後継者の計画を策定しておりません。今後、後継者計画の策定について、その可否を含めて検討していきます。

〔補充原則4－10－1〕（指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）

当社は、コーポレートガバナンスを強化することを目的に、平成27年9月に監査等委員会設置会社に移行しております。

当社の取締役は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名（うち独立社外取締役2名）で構成しております。

取締役の総数が7名と少人数であることから、指名・報酬などの任意の諮問委員会を設置せず、独立社外取締役を含めた取締役会全体で議論をすることにより、透明性を高めております。

〔補充原則4－11－1〕（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続）

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 [補充原則4－11－1] を参照願います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1－4〕（政策保有株式）

当社は、取引先との関係を維持・強化することを目的に、必要に応じて株式を保有することとしております。現状、政策保有している上場株式は1銘柄であり、保有割合も微少なことから、現状では縮減の方針はありません。政策保有の状況については、定期的に取り締役に報告しております。政策保有株式の議決権の行使にあたっては、当社の企業価値向上の観点から対応を判断しております。

〔原則1－7〕（関連当事者間の取引）

当社では、取締役会規程において、「取締役と会社間の取引および競業取引の承認」を取締役会の決議を要する事項としております。

〔原則2－6〕（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は、総合型企業年金基金全環境企業年金基金に加入しており、企業年金の受益者と会社との間で生じる利益相反はありません。

〔原則3－1〕

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社は昭和46年の創業以来、環境の総合コンサルタントとして現場に立ち、環境問題の解決に貢献してまいりました。当社が提供するデータをもとに、どのような社会インフラを作るべきかの議論が始まる、言わば「社会基盤の礎」として活動してまいりました。

当社は、こうして蓄積した技術力をもとに環境調査の現場からの目をととした提言を行い、社会やお客様の環境保全活動、環境リスク回避にお役立ちするとともに、社会の経済発展に寄与することを経営の基本方針としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当コーポレートガバナンス報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基

本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬を持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つと認識しています。報酬決定に当たっては、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することとし、毎年ごとの具体的な報酬額については、取締役会にて社外取締役を含めた全員の議論をもって決定することとしています。なお、自社株報酬については、業績条件付株式報酬型ストックオプションを導入しております。

(4) 取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任・指名に当たっては、取締役会全体として、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立することを基本方針としております。具体的な考え方については、「[補充原則4-11-1] (取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)」をご参照ください。

取締役の選解任については、取締役会にて社外取締役を含めた全員の議論をもって決定することとしております。

(5) 経営陣幹部の個々の選解任・指名理由

当社では、全ての取締役の選任議案において、選任理由を詳述しております。

[補充原則4-1-1] (経営陣に対する委任の範囲)

当社取締役会では、法令・定款及び「取締役会規程」において定められた重要事項を決議することとし、それ以外の業務執行に係る事項については、迅速な業務執行を図るために「職務権限基準」により、取締役に権限委譲しています。

[原則4-9] (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いて独立性判断基準として「社外取締役の選任基準」を策定し、当社ホームページにて開示しています。

<https://www.kankyo-kanri.co.jp/ir/>

[補充原則4-11-1] (取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続)

当社は、会社法ならびに各業法等で求められる必要員数を満たすよう業務執行取締役を選任しています。業務執行取締役については、社内の主要部門を掌握すること等により社内への影響力を行使できるとともに、取締役として必要な一般的知見を持ち、当社の経営理念・環境理念を具現化することが期待できることを要件としています。

監査等委員である取締役については3名を基本とし、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を1名以上選任することとしています。また、監査等委員である取締役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています。

独立社外取締役については、法令や取引所規則が要求する員数を満たすことを基本方針としています。独立社外取締役は、「社外取締役の選任基準」を満たすとともに、豊富な経験や高度な専門性により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することを要件としています。

現在、取締役は全員男性となっておりますが、当社創立時より女性を監査役や取締役に選任してまいりました。今後もジェンダーや国籍にとらわれず適任者を選任してまいります。

[補充原則4-11-2] (役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況)

当社では、毎年、取締役各人から報告を受け、他社の役員の兼任状況を把握するとともに、有価証券報告書等で開示しています。なお、独立社外取締役が他社の役員を兼任する場合、その数は合理的な範囲に留めることとしています。

[補充原則4-11-3] (取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社では、各取締役へのアンケートを実施することにより、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っています。アンケートでは、取締役会の構成、運営、議題、取締役会を支える体制について、各取締役の評価を聞いております。平成30年9月に実施した最新のアンケート結果では、いくつかの課題はあるものの、概ね適正との評価をしております。

[補充原則4-14-2] (取締役のトレーニング方針)

当社は、取締役一般に求められる役割・責務に係る理解を深めるため、顧問弁護士による勉強会を実施するとともに、取締役を外部研修に適宜参加させています。その費用については、社内規程に基づき、当社が負担しています。

社外取締役については、事業内容や業界特性等について理解を深めるため、業務執行取締役等によるレクチャーを適宜行っています。

[原則5-1] (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するとの考えのもと、下記方針にて株主との対話を進めています。

- (1) 株主との対話は、IR、総務、財務、法務を職掌している取締役執行役員管理部長が統括し、副部門長以上の役職者が対話に応じる。
- (2) 年1回、本決算時にはアナリスト向け説明会を実施するとともに、投資家向け広報メーリングリストを作成し活用する。
- (3) 対話において把握した株主の意見等については、取締役会にて定期的に報告する。
- (4) インサイダー情報の適切な管理を図るため、各四半期末から四半期決算発表までの期間をIR活動自粛期間として設定する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水落 憲吾	497,790	10.60
株式会社フィールド・パートナーズ	470,000	10.00
従業員持株会	369,000	7.90

水落 阿岐子	182,700	3.90
株式会社みずほ銀行	130,000	2.80
片柳 健一	129,950	2.80
明治安田生命保険相互会社	100,000	2.10
多摩信用金庫	90,000	1.90
東海東京証券株式会社	83,000	1.80
株式会社ライブスター証券	67,600	1.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

更新

大株主の状況は、平成30年12月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有していません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 真一郎	他の会社の出身者								○			
中嶋 教夫	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 真一郎	○	○	渡辺氏は、平成24年5月まで野村證券株式会社に勤務しており、平成22年4月から平成24年3月の間は野村ビジネスサービス株式会社の取締役社長を務めています。当社は、野村證券に従業員持株会事務を委託しています。主要な取引先に該当しないと判断しています。 また、現在アドバンストアイ株式会社取締役会長職にあります。当社は同社との間に経営顧問契約を締結しておりますが、取引額は当社の売上額の1%未満であります。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、当社経営の意思決定の健全性・適性性の確保と透明性の向上に資するものと考えております。 当社は同氏が取締役会長でありますアドバンストアイ株式会社と左記のとおり取引をしておりますが、その規模・性質等に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれや一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定しております。

中嶋 教夫	○	○	---	過去に直接、企業経営に関与された経験はありませんが、会計学の専門家として企業価値向上につながる研究実績を積み重ねており、当社の経営意思決定の健全性・適性性の確保と透明性の向上に資するものと考えております。また、独立役員の属性として、独立性に影響を及ぼす重要な事項に該当するものはないことから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し独立役員に指定しております。
-------	---	---	-----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

代表取締役社長は、監査等委員会の職務を補助する要員の任命・異動等の人事権に係わる事項を決定するときには、監査等委員会と意見交換を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会は、毎年度当初に作成した監査計画に基づき四半期ごとに業務監査を実施するほか、必要に応じて取締役・執行役員及び部門長から報告を聴取しています。また監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と監査日程・方法・結果等について意見交換を行うとともに、内部監査室、会計監査人が行う事業所監査に立会っております。これらの監査活動の結果は、年度の終了後に代表取締役に対し監査業務総括報告書を提出しています。

・会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任しており、監査等委員会とは監査計画の策定時期及び決算時期において定期的に意見交換を行い会計及び業務に関する情報を共有しております。会計監査人は、年4回決算監査を含めた監査結果全般について監査等委員会に報告を行っております。

・当社の内部監査は、内部監査室（4名）が行っております。内部監査室は、各部門における内部統制、事業リスク、環境・品質マネジメント、情報セキュリティ等につき、四半期ごとに内部監査を実施し、代表取締役および監査等委員に報告しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役、当社執行役員及び当社従業員が、株価変動等のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記ストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社執行役員（取締役兼務の者を除く。）、当社従業員（執行役員兼務の者を除く。）を対象に株式報酬型ストックオプションを付与するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役（7名）に支払った報酬等は74百万円であります。
※取締役の報酬等の総額には、使用人分の給与は含まれておりません。使用人兼務取締役（2名）に支払った使用人分給与は21百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬を持続的な成長に向けた健全なインセンティブの1つと認識しております。報酬決定に当たっては、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することとし、毎年ごとの具体的な報酬額については、取締役会にて社外取締役を含めた全員の議論をもって決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、経営企画室が担当しております。経営企画室は、定時・臨時取締役会の開催に際して、必要に応じて社外取締役に資料の事前配布および事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

当社には現在、代表取締役社長等を退任し、相談役または顧問に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- (1) 取締役会の状況
当社の取締役会は、代表取締役社長水落憲吾をはじめ7名により構成されております。平成29年7月より、リスク管理体制を強化するために2代表制を採用しております。
当社は、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性及び効率性を高めることを目的として、平成27年9月29日開催の第46期定時株主総会での承認をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。同総会では、経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、監査等委員である取締役に2名の社外取締役を選任しました。
当社は、従前より経営の意思決定と執行の迅速化を実現するため執行役員制を採用しております。
当社は、会社法に定められた事項及び取締役会規程に定める経営に関する重要事項を審議するために、取締役会を毎月1回以上開催しております。なお、法的検討を要する重要事項については顧問契約を締結する弁護士事務所から助言を受けて判断しております。
- (2) 監査等委員会
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員2名との3名で構成されています。各監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧することとしております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業所における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施することとしております。監査等委員会が実施した業務監査の内容は、年1回以上代表取締役社長に意見を述べるほか、必要の都度取締役会において意見を述べることにしております。
- (3) 公認会計士の状況
当社の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を

実施しております。

(4) 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室4名により行っております。内部監査室は監査等委員会と連携して、各部門における内部統制、事業リスク、環境・品質マネジメント活動等につき定期的に内部監査を実施し、その監査結果については代表取締役社長に報告しております。また、改善すべき点については、各部門長から改善状況の報告を求め、再評価を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役のうち、監査等委員でない取締役は、環境計量証明業における業務経験が豊富な社内出身の取締役4名により構成しております。また、監査等委員である取締役で構成する監査等委員会は、社内出身の常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員2名により構成しております。監査等委員会、内部監査室、会計監査人による適正な連携を取る体制としており、経営監視機能が確保されていると考えております。なお、監査等委員である社外取締役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第49期定時株主総会は、平成30年9月26日（水）に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回（本決算時）証券アナリスト向けに「会社説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は、管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、環境に配慮した事業活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針をつぎのとおり定めております。 「当社は、適時情報開示とは投資者が投資判断を誤らないために当社の株式価値の変化に関わる情報を適時かつ適切に提供することと考えております。開示に際しては、すべての投資者への公平、迅速かつ正確な情報開示を基本とし、誠実なディスクロージャーに努めております。
その他	＜働く女性への支援制度＞ 当社では、出産や育児等やむを得ない事情により退職を申し出て将来の再雇用を希望するときは、経験者として登録しておくことが出来る制度を設けております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

・当社の経営者は、経営の健全性と透明性を高めることが企業の社会的責任であり株主・投資家が期待する企業価値の増大につながると考え、事業活動に取り組んでおります。こうした考えを実現するためには、企業倫理・内部統制・リスク管理・情報開示が重要であると認識しております。

・当社は、「企業行動指針」を制定(平成10年4月)しております。健全な経営を遂行するには取締役・執行役員・従業員の法令順守意識の浸透が必須であることから行動指針を制定したものであり、代表取締役社長は、全社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を強調しております。

・当社は、役員および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築するため、「内部統制システム構築の基本方針」(平成18年5月15日開催の取締役会決議)を定めております。

・当社は、経営成績、財務状況および株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクを想定し、損失の回避または軽減のための予防的取組を行う目的から、リスク管理体制の構築に取り組んでおります。

・当社は、株主・投資家等ステークホルダーへの適時適切な情報開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しており、情報開示に関する基本方針を定めております。また、営業秘密および個人情報の漏洩防止が重要課題であることを認識しており、社内体制の整備を進めております。

(内部統制システムの整備状況)

・当社は、「内部統制システム構築の基本方針」(平成18年5月15日制定)に続いて、金融商品取引法施行に伴い「財務報告に関する内部統制構築の基本計画」を平成20年4月30日開催の取締役会において定めました。内部統制システムの運用にあたっては、四半期ごとに各執行部門長が自己点検を行い、内部統制委員会が審査・承認し、内部監査室が監査報告書を添えて代表取締役社長に提出しております。

・「財務報告に関する内部統制」は、財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を行います。各業務プロセスの評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、その要点について整備及び運用状況を確認することにより有効性を判定いたしました。これら評価の結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(リスク管理体制の整備状況)

・当社は、取締役・執行役員・内部監査室により構成するリスク管理委員会を設置し、事業に係る多様なリスク(施設管理が起因となり周辺環境に及ぼす影響、従業員の労務健康状況・成果品の品質等を含む人的要因による損害、自然要因による損害)を想定し、リスク管理委員会を設置して未然防止にあたっております。

・リスク管理委員会は取締役・執行役員・内部監査室により構成し、各執行部門が行う自主点検活動の指導と助言を行い、毎月度に取締役会に報告を行っております。

・当社は、直下型地震等自然災害による従業員の安全と事業継続リスクに備えるため、従業員に「災害時行動マニュアル」を常時携行させるほか、施設耐震調査や減災対策などを行っております。

(情報管理体制の整備状況)

・当社は適時適切な情報開示を行うため、決算情報、発生事実、決定事実について各執行部門から情報を収集し、審議する情報開示委員会を必要の都度開催しております。

・当社は、営業活動を通じて顧客の営業情報を入手する機会があり、また株主・取引先・従業員その他の個人に関わる情報を保有しております。平成17年4月に「セキュリティ・ポリシー」を制定し、個人情報保護、営業秘密情報の漏洩防止に向けた社内体制の整備を進めております。

(内部通報窓口の整備状況)

・当社は、男女雇用機会均等法に基づく職場におけるハラスメント行為をはじめ法違反行為やその懸念あるときの相談窓口を開設しておりましたが、平成21年4月1日より社外(弁護士事務所)に相談窓口を開設しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は「企業行動指針」を更新(平成20年5月15日)し、役員・従業員に対して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体は断固として排除するとの基本的な考え方を追記しました。

・当社は、役員・従業員には反社会的勢力に対して常に注意を払うことを求めるとともに、社外に相談窓口(弁護士事務所)を設置しています。何らかの関係を有してしまったときには、所轄警察署の暴力団対策係と連携して関係の遮断と排除の対応をとっております。

・警察署との連絡担当者および不当な要求防止責任者の任には管理部長があたっています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当該報告書提出日現在特段の買収防衛策は講じておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスとは企業経営を進めるにあたっての仕組みと定義しており、経営の健全性と透明性を高めることが株主・投資家が期待する企業価値の増大につながると考えています。この実現にあたっては、内部統制システムと情報開示体制の適切な運営および継続的な改善が課題であると考えています。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、つぎのとおりです。

1. 適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙

・当社の経営者は、株主・投資家等ステークホルダーへの適時適切な情報開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しております。また「企業行動指針」において、「適格な情報開示と充実した株主総会は重要なコミュニケーションの場」として全従業員に向けて姿勢表明と啓蒙を行っております。

・当社は、適時情報開示とは、投資者が投資判断を誤らないために当社の株式価値の変化に関わる情報を適時かつ適切に提供することと考えています。開示に際しては、全ての投資者への公平、迅速かつ正確な情報開示を基本方針とし、誠実なディスクロージャーに努める考えです。

・代表取締役社長、代表取締役専務、取締役執行役員管理部長による情報開示委員会において審議し、重要事実等の情報開示を適時適切に行うよう努めております。

(2) 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

・当社の事業は、全て顧客ごとに業務仕様が異なる受託契約であり、3月までを契約期間とする受託業務が多く、およそ40%が第3四半期(1月～3月)に売上計上される特性があります。また、人件費・営業経費等の固定費は毎月ほぼ均等に発生するために、第2四半期までは営業損失が生じる季節的な特徴があります。こうした特性があることにより、第3四半期を経過後に当初の業績見通しを見直し、修正の必要あるときは開示することとしております。

・当社の経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性について、事業環境、官公庁受注状況、環境計量証明事業登録、自社施設の安全ならびに環境汚染事故等、が重要な影響を与える要因であると認識しており、これらの状況変化を把握するよう努めております。

・当社は、会社情報が、1)東京証券取引所有価証券上場規程に基づく重要事実該当する場合、2)重要事実該当しない場合でも株価形成に影響を与える可能性がある場合と判断した場合、には適時情報開示の対象としています。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 開示担当組織の整備

・当社は、取締役執行役員管理部長を情報取扱責任者に任命しております。管理部は、決算情報を作成し、発生事実を各部門から収集するとともに取締役会事務局として決定事実を把握しております。管理部は開示情報に関する問合せ先となっております。

・適時情報開示に係る担当役員・従業員は決算情報、発生事実、決定事実に関する知識・能力を維持するため、証券取引所・証券代行・監査法人・その他が開催する研修に出席しております。

・当社は親会社および子会社を有しないので、開示情報の対象範囲は当社に関するものです。

(2) 適時開示手続きの整備

・決算情報は財務報告を作成する管理部が担当しており、開示書類の作成を行っています。

・発生事実および決定事実は取締役会事務局である管理部が把握しており、適時開示書類の作成を行っています。

・社内各部門における発生事実の把握は、毎月1回の定時報告に加え、事故・ミスクレーム等の重要事実発生時には即座に報告が行われています。社内各部門が報告すべき事項は、定時報告様式および事故等の報告書様式が定められております。

・開示を要する可能性のある事実が発生した場合には、事実を認識した各部門責任者は管理部に速やかにその旨を報告することとしています。

・取締役執行役員管理部長は、報告された上記の会社情報について判断し開示の決定を行い、取締役会(緊急の場合は代表取締役社長)の承認に基づき開示を行っています。

・情報開示の手続きについては、情報開示事務連絡責任者が東京証券取引所への事前説明の後にTDnet(適時開示情報伝達システム)による開示を行っています。また、原則として全ての開示情報はTDnetへの開示後、遅滞なく当社ホームページに掲載しています。

・当社は、四半期決算の情報は30日以内、通期決算情報は45日以内に開示しております。決算発表準備作業中に株価形成に影響を与える情報が漏洩することを防止するために、当社の各四半期末から発表までをIR自粛期間としています。この期間中は、証券アナリストや機関投資家の方々との面談や情報提供を行っておりません。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

・監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書の閲覧等により重要情報を把握しており、適時開示が適時適切に実施されたか否かを把握しています。

・内部監査室は、内部統制監査の手順として情報と伝達について、四半期ごとに監査を実施しております。

なお、財務情報の統制、リスク管理、品質管理等に関する内部管理体制も含めて図示しています。

